

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一財)香川県剣道連盟]

[記載日：2026.4.1]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、本連盟定款および各種規程を遵守し、適切な団体運営および事業運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) (1)に同じ また、事業計画、事業報告、会計予算書、会計決算報告書等を作成し、理事会並びに評議員会で承認を得た上で運営している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて役員を選出し、定時理事会、定時評議員会において前年度の事業および会計決算報告（監査を含む）と承認、本年度の事業計画および予算の承認を行っている	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 一般財団法人として定款を設けており、連盟 HP 上で公表もしている。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟では、役員に対して全日本剣道連盟の講習会で学んできた指導員のもと、毎年4月に「伝達講習会」を開催し、コンプライアンス教育を実施している。 また、役員には全日本剣道連盟が主催する研修等への定期的な参加を促している。	
(2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟では、指導者に対して全日本剣道連盟の講習会で学んだ指導員のもと、毎年4月に「伝達講習会」を開催し、コンプライアンス教育を実施している。 競技者については、各指導者を通じて「伝達講習会」の内容を浸透させている。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 遵守できている。 理事会および評議員会において、会計報告書ならびに予算書を提示し、適正な処理を行っている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。	—
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 国庫補助金の利用をしていない	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 適切な会計処理を行っている。会計決算は監事による監査を適切に行っている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに, 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより, 組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 一般財団法人として開示が必要となる情報を精査し、連盟 HP 上での公開を進めている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 本連盟定款に基づき、連盟HP上で情報開示を行っている。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	